

介護予防ケアマネジメント費の過誤申立について

※2017年（平成29年）3月提供以前分に限ります。

1 概要

福山市の事業対象者、要支援1・2の介護予防ケアマネジメント費の過誤申立は、支払いが完了した後、地域包括支援センター自らが請求内容の誤りに気付いた場合や市がケアプラン点検で確認した結果、誤りが判明した場合等に福山市（保険者）へ「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」を提出するものです。

2 提出期限

原則毎月15日（ただし、15日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに高齢者支援課に提出をお願いします。15日までに受付けしたものは、当該月に処理できます。それ以降については、翌月処理になります。（再請求については、3を参照してください。）

3 提出方法

所定の「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」に被保険者番号・被保険者名前・サービス提供年月・過誤申立事由（記入例参照）を記入のうえ、高齢者支援課に提出してください。なお、郵送でもかまいません。

《注意》

この介護予防ケアマネジメント費に係る過誤申立書は、国保連に提出するものではありませんので、ご注意ください。

●「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」の提出が必要ない場合

福山市で審査が終了したが、支払いまでは至っていないなど、「**介護予防ケアマネジメント実績報告書**」を「**修正**」すれば、**解決できるもの**。（請求した月に誤りが判明した場合は、高齢者支援課へ連絡してください。）

4 過誤申立書を提出後に再請求する場合

過誤申立書を提出した後、福山市より過誤に係る介護予防ケアマネジメント費の納付依頼書及び納付書を送付します。その納付書に記載している納期限の属する月の翌月に月遅れで請求してください。

（例1）

16日以降に受付けがあった場合の納期限は、翌月となりますので再請求は、受付けがあった月の翌々月となります。（例2）

（例1）15日までに受付けがあった場合

申立書の受付日	納期限日	再請求可能月
10月14日	10月31日	11月~

（例2）16日以降に受付けがあった場合

申立書の受付日	納期限日	再請求可能月
10月20日	11月4日	12月~

5 初回加算のみの過誤（初回加算がとれないのに請求してしまった等）があった場合

一旦、基本単位（430単位）と初回加算（300単位）のトータルの単位（730単位）で過誤申立書（申立書の記載方法は、誤：730単位、正：430単位）を提出してください。提出後、過誤に係る介護予防ケアマネジメント費の納付依頼書及び納付書が届き、その納付書に記載している納期限の属する月の翌月に月遅れ430単位で請求し直してください。（月遅れ請求については、上記3の考え方と同様）

なお、ご不明な点がございましたら高齢者支援課まで、お問い合わせください。（裏面へ）

申立書提出先 ※郵送の場合

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 TEL (084) 928-1189

問い合わせ先

高齢者支援課 928-1189

松永保健福祉課 930-0410

北部保健福祉課 976-8803

東部保健福祉課 940-2572

神辺保健福祉課 962-5005

新市支所 0847-52-5515

沼隈支所 980-7704